

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月2日付け感対第324号（以下「本件処分1」という。）、同日付け感対第325号（以下「本件処分2」という。）、同月5日付け感対第332号（以下「本件処分3」という。）及び同日付け感対第333号（以下「本件処分4」という。）で行った公文書不開示決定（以下本件処分1乃至本件処分4を併せて「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年7月20日付け、同月21日付け、同月23日及び同月24日付けでそれぞれ埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、「請求の内容に対する文書を作成・取得していないため」と理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について令和6年10月7日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年2月13日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第388号乃至第391号）を受けるとともに、弁明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、諮問第388号乃至第391号について、審査請求人が同一であること、本件処分及び審査請求の内容が同様であると認められることから、これらを併合することとし、令和8年3月9日付けで、審査請求人及び諮問庁に通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

ア 本件処分1について、令和6年4月15日付け感対第31号と同趣旨の開示請求がされて公文書不開示決定となる場合、開示を求める。

イ 本件処分2について、令和6年4月9日付け感対第19号、同月18日付け感対第41号、同月18日付け感対第43号、同月23日付け感対第54号、同月12日付け出納第35号、同月12日付け出納第37号、同月17日付け出納第55号、同月17日付け出納第56号、同月19日付け出納第65号と同趣旨の開示請求がされて公文書不開示決定となる場合、開示を求める。

ウ 本件処分3について、令和6年4月12日付け出納第36号、同月17日付け出納第57号と同趣旨の開示請求がされて公文書不開示決定となる場合、開示を求める。

エ 本件処分4について、令和6年4月18日付け感対第45号、同年5月9日付け感対第79-2号と同趣旨の開示請求がされて公文書不開示決定となる場合、開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分1について、立法事実の抗弁提出していない権限なき主体による不当利得返還請求権行使不作為による背任罪（刑法（明治40年法律第45号）第247条）背任幫助罪（刑法第62条第247条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法（明治29年法律第89号）第709条）の主観的要件が充足している。

イ よって、令和6年4月15日付け感対第31号と、感対第324号の両方不開示は論理的整合性がない。

ウ 本件処分2について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項要件非充足・5類移行後定点発

生届感染症法第14条2項要件非充足届出受理による虚偽公文書作成行使罪（刑法第156条・第158条・第62条）幫助罪（刑法第60条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法第709条）の主観的要件が充足している。

エ よって、令和6年4月9日付け感対第19号、同月18日付け感対第41号、同月18日付け感対第43号、同月23日付け感対第54号、同月12日付け出納第35号、同月12日付け出納第37号、同月17日付け出納第55号、同月17日付け出納第56号、同月19日付け出納第65号と感対第325号の両方不開示は論理的整合性がない。

オ 本件処分3について、殺人予備罪（刑法第201条・第199条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法第709条）の主観的要件が充足している。

カ よって、令和6年4月12日付け出納第36号、同月17日付け出納第57号と感対第332号の両方不開示は論理的整合性がない。

キ 本件処分4について、傷害未遂（暴行）・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪（刑法第204条・第208条）の実行行為時幫助行為（刑法第60条・第62条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法第709条）の主観的要件が充足している。

ク よって、令和6年4月18日付け感対第45号、同年5月9日付け感対第79-2号と感対第333号の両方不開示は論理的整合性がない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分について、審査請求人が主張する「両方不開示は論理的整合性がない。」という主張については否認する。理由は、共に不開示決定となることを妨げるものではなく、審査請求人の主張は適当でないからである。
- (2) 本件処分について、以下の理由により各々が文書不存在による不開示決定となるため、本件処分は妥当である。

ア 「存在することが前提とされている法的病原体」は新型コロナウイルスを指し

ていると思料されるが、新型コロナウイルスは請求内容に明記されたいずれの法律（感染症法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法）の立法事実にあたらないため、その根拠となる文書等は作成・取得していない。また、当該病原体への法適用についても、国の権限であり、またその具体的な根拠文書等を国から提供されたことがないため文書不存在である。

イ 新型コロナウイルスに関する施策に関して、無効なものではない等の法的認識・評価の根拠となる文書について、県は国の法適用に基づいて、適法であることを前提に事務を行っているため、当該文書の作成機会がなく、また法適用の前提となる病原体に関する資料は各都道府県で作成・保有すべき資料ではなく、実際に国からも提供されていない。したがって、施策が無効なものではないという法的認識・評価の根拠となる文書は作成・取得しておらず文書不存在である。

ウ 審査請求人は新型コロナウイルス及びこれに対するワクチン接種に関する施策が違法性を有することを前提に文書を開示するよう求めているが、本県では該当事業の違法性を前提とした事務は行っておらず、違法な事務に該当しないという整理を行った文書等は作成・取得していないため文書不存在である。

5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならないとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の

慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の開示理由のどれに該当するのかが開示請求者がその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁参照）。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「請求の内容に対する文書を作成・取得していないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を踏まえた不開示決定の理由について、開示請求者が了知することができるとはいえない。

ウ しかし、提出された弁明書において、上記4のとおり文書が存在しない理由について補足的に説明がされており、開示請求人にとって了知し得る理由が提示され、それに対する反論の機会も保障されていた。

エ 弁明書に記載の文書不存在の理由については不自然、不合理な点は見受けられず、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられない。

オ よって、本件処分の理由の提示については不足があるものの、その後弁明書により補完されたものと認められる。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分は上記のとおり妥当であるが、情報公開制度の趣旨を鑑みれば、原処分の不開示決定において、開示請求人が了知し得る具体的な理由を記載すべきである。実施機関においては、今後この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畑 麗菜、松村 好恵

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月13日	諮問(諮問第388号)を受け、弁明書の写しを受理
令和7年 2月13日	諮問(諮問第389号)を受け、弁明書の写しを受理
令和7年 2月13日	諮問(諮問第390号)を受け、弁明書の写しを受理
令和7年 2月13日	諮問(諮問第391号)を受け、弁明書の写しを受理
令和7年12月 1日	審議(第三部会第195回審査会)
令和8年 1月19日	審議(第三部会第196回審査会)
令和8年 2月19日	審議(第三部会第197回審査会)
令和8年 3月25日	答申

別表

諮問番号	原処分	開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）
388	本件処分1	<p>0, A 保健医療部長・感染症対策課長どのが、存在することが前提とされている（山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答）法定病原体（健感発0210-5号）に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>0, B 知事・監査委員どのが、存在することが前提とされている（山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答）法定病原体（健感発0210-5号）に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>1 感対261号275号監査186号196号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され、106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>2 感対261号275号監査186号196号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され、106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので</p>

		<p>立法事実不存在が推定される。知事・204号235号890号106号監査委員どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3, A 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権 (民法 703 条)行使不作為について、刑法 247 条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3, B 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権 (民法 703 条)行使不作為について、「法律上の原因なく」要件充足推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、「法律上の原因なく」要件非充足と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>4, A 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条</p>
--	--	---

		<p>「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権(民法703条)行使不作為について、刑法247条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。知事・204号235号890号106号監査委員どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>4, B 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦PCR検査費用助成不当利得返還請求権(民法703条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法2条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権(民法703条)行使不作為について、「法律上の原因なく」要件充足推定される。知事・204号235号890号106号監査委員どのが、「法律上の原因なく」要件非充足と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>5 刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。保健医療部長・感染症対策課長どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されてい</p>
--	--	---

		<p>る根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>6 刑事訴訟法 239 条 2 項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p>
389	本件処分2	<p>0, A 保健医療部長・感染症対策課長どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>0, B 知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>1 感対 261 号監査 186 号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接</p>

		<p>種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され,106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>2 感対 261号監査 186号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され,106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。知事・204号 235号 890号 106号監査委員どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3, A 知事どのを行為主体とする発生届出受理送信行為について、刑法 156条 158条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3, B 知事どのを行為主体とする発生届出受理送信行為について、2023年1月令和4(ノ75)調停文書を受領済なので、刑法 156条 158条主観的要件充足が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、故意・過失不存在であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>4, A 知事どのを行為主体とする発生届出受理送信行為について、刑法 156条 158条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。知事・204号 235号 890号 106号監査委員ど</p>
--	--	--

		<p>のが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>4, B 知事どのを行為主体とする発生届出受理送信行為について、2023年1月令和4(ノ75)調停文書を受領済なので、刑法156条158条主観的要件充足が推定される。知事・204号235号890号106号監査委員どのが、故意・過失不存在であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>5 刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。保健医療部長・感染症対策課長どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>6 刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書</p>
--	--	--

		期待可能性部分参照)。知事・204号235号890号106号監査委員どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文
390	本件処分3	<p>0, A 保健医療部長・感染症対策課長どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>0, B 知事・204号235号890号106号監査委員どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>1 感対261号監査186号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され、106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>2 感対261号監査186号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される</p>

		<p>立法事実の存在を不認識である点が「推定」され, 106 号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3, A 知事どのを行為主体とする目的物(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらないワクチンと呼称されている遺伝子治療バイアル)手配のための無権代理による委託契約について、刑法 201 条 199 条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3, B 知事どのを行為主体とする目的物(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらないワクチンと呼称されている遺伝子治療バイアル)手配のための無権代理による委託契約について、民法第 113 条「代理権を有しない」要件充足が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、代理契約有権限もしくは追完と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>4, A 知事どのを行為主体とする目的物((予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらないワクチンと呼称されている遺伝子治療バイアル)手配のための無権代理による委託契約について刑法 201 条 199 条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>4, B 知事どのを行為主体とする目的物((予防接種法 2 条「ワ</p>
--	--	--

		<p>クチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療バイアル)手配のための無権代理による委託契約について民法第 113 条「代理権を有しない」要件充足が推定される。知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが、代理契約有権限もしくは追完と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>5 刑事訴訟法 239 条 2 項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。保健医療部長・感染症対策課長どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>6 刑事訴訟法 239 条 2 項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを</p>
--	--	--

		認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例 その他論文
391	本件処分4	<p>0, A 保健医療部長・感染症対策課長どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>0, B 知事・204号235号890号106号監査委員どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>1 感対261号監査186号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され、106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>2 感対261号監査186号不開示決定により、保健医療部長・感染症対策課長・知事・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され、106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存</p>

		<p>在が推定される。知事・204号235号890号106号監査委員ど のが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠 を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>3 立法事実存在の抗弁を提出していない行政による景品表示 法違反のほう助行為・薬機法66条68条違反広告により予防 接種法2条ワクチンの定義に該当しないワクチンと呼称され ている特定の遺伝子治療を強制している。ワクチンと呼称さ れていることによって接種者は遺伝子治療が施されることが 認識できないからである。有形力の行使が遺伝子治療にあた らなかったとしても、ワクチンと呼称されている何らかの有 形力の行使に同意していない(希望の意思表示は日本国刑法 規定の同意に非該当)ので刑法204条構成要件該当・違法性阻 却事由不存在が推定される。立法事実存在の抗弁を提出して いない権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行 われる埼玉県接種会場・ワクチンバスの設営と運営費支払債 務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為は、たと え有資格者医師として接種会場で直接傷害の有形力の行使を 行わなくても傷害の共同正犯行為、または傷害の幫助行為の 構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定さ れる。埼玉県接種会場・ワクチンバス事業において保健医療 部長・感染症対策課長どのが、構成要件非該当・違法性阻却 事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特 別法・判例その他論文</p> <p>4 立法事実存在の抗弁を提出していない行政による景品表示 法違反のほう助行為・薬機法66条68条違反広告により予防 接種法2条ワクチンの定義に該当しないワクチンと呼称され ている特定の遺伝子治療を強制している。ワクチンと呼称さ</p>
--	--	--

		<p>れていることによって接種者は遺伝子治療が施されることが認識できないからである。有形力の行使が遺伝子治療にあたらなかったとしても、ワクチンと呼称されている何らかの有形力の行使に同意していない(希望の意思表示は日本国刑法規定の同意に非該当)ので刑法 204 条構成要件該当・違法性阻却事由不存在が推定される。立法事実存在の抗弁を提出していない権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる埼玉県接種会場・ワクチンバスの設営と運営費支払債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為は、たとえば有資格者医師として接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の共同正犯行為、または傷害の幫助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される。埼玉県接種会場・ワクチンバス事業において知事・204号 235号 890号 106号監査委員どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p> <p>5 刑事訴訟法 239 条 2 項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。保健医療部長・感染症対策課長どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p>
--	--	---

		<p>6 刑事訴訟法 239 条 2 項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。知事・204号235号890号106号監査委員どのが、他の適法行為の期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文</p>
--	--	--